

雇用調整助成金の支給要件の変更などについて

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。
不景気の影響などにより生産量が減少し、従業員を一時的に休業・出向させる事業主に対して助成する「雇用調整助成金」の支給要件などが平成25年6月1日以降変更されます。
現在受給中、または今後利用をお考えの皆様はご注意ください。

①助成金の支給要件に「雇用指標」が追加されます

- 対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成25年6月1日以降に設定する場合に、以下の要件を満たしている事が必要となります。
 - ・直近3カ月の「雇用保険被保険者数(派遣労働者を受け入れている事業所の場合は、派遣労働者数を足した人数)」の平均値が、前年同期と比べて、
 - 大企業は、5%を超えて、かつ6人以上
 - 中小企業は、10%を超えて、かつ4人以上
- } 増加していないこと

②助成金額からの残業相当分が差し引きされます

- 平成25年6月1日以降の判定基礎期間から、休業や教育訓練を行った判定基礎期間内に時間外労働(法定外・所定外とも)をしていた場合、時間外労働相当分を助成金額から差し引きされます。

【例】所定労働時間が1日8時間の事業所で、

- ・判定基礎期間の休業等延べ日数が20日、
- ・同期間の休業等対象者の時間外労働時間数が合計32時間、であった場合、

休業20日 - 4日(※残業32時間÷8時間) = 助成金が支給されるのは16日分となります

③短時間休業の範囲が縮小されます

- 平成25年6月1日以降の判定基礎期間から、特定の労働者のみに短時間休業をさせる特例短時間休業(30分単位とし、30分未満は切り捨て)について、以下の場合は助成対象になりません。

(1) 始業時刻から、または終業時刻まで連続して行われる短時間休業ではない場合

【例】就業時間8:00~17:00の事業所で、

- × 9:00~11:00の短時間休業、14:00~15:00の短時間休業 → 対象外
- 8:00~11:00の短時間休業、14:00~17:00の短時間休業 → 対象

(2) 短時間休業の実施日に、対象者に対して休業時間以外の時間に有給休暇を付与する場合

(3) 出張中の労働者に短時間休業をさせる場合

※①について、岩手・宮城・福島県の事業所については平成25年12月1日以降の変更となります。

※その他詳細については労務協会まで。各種助成金の詳細については厚生労働省HPでもご覧頂けます。

御社の業務PR・販路拡大・仕事のネットワーク作りにご活用ください

「労務協会通信」と一緒に会員(現在約260社)へ向けて御社のPR文章をFAX致します。
また、御社からDM等を郵送・FAXする際にご利用いただける組合員名簿の提供を行っています。

お問い合わせ
お申し込みは
労務協会担当者まで!